



設立の趣旨

刑事司法は、犯罪の嫌疑を受けた国民に対し、その基本的人権を保障しながら、有罪・無罪を的確に判断し、その上で、有罪と判定された者に対しては、社会の安全と本人の更生を実現するために、適切な刑を科することを目的とする制度です。また、少年司法は、非行を犯したとされた20歳未満の少年に対し、成人と同様に、その基本的人権に配慮しながら、非行事実の存否を確定し、非行が存在したと認められれば、将来の健全な育成を図るために、保護処分などの措置をして、本人の健全な成長と社会の秩序の回復に努めることを目的とする制度です。この二つの制度は、犯罪や非行によって侵害された社会の秩序を回復するとともに、犯罪や非行を犯した者の更生や健全な育成を図ることを目的とし、しかも、その審理の過程で、万一にも誤って有罪とされて処罰を受けたり、保護処分に付されるようないわゆる冤罪者を出してはならないというきわめて重要な課題を担わされている国家作用の分野です。

今日、この重要な法の分野において、制度の変革が相次ぎ、その目的に従った健全なものとするために、学術的にも、実務的にも、早急に研究を重ね、実践の方向を探求しなければならない課題が山積しています。

刑事司法の領域では、刑事裁判に裁判員裁判が導入され、法律の専門家である職業裁判官と非専門家である市民が、それぞれ独立した裁判官の地位において協働するという運用が適正・円滑に行われるために、研究し、解決の方向を探るべき問題が数多く存在することが明らかになってきています。

少年司法は、太平洋戦争後の法制度改革により、家庭裁判所に対する全件送致主義を中心とする保護主義の運用が2000年ころまで、ほぼ安定して続いていましたが、2000年以降、検察官の関与の機会の拡大、警察の権限の強化、被害者側意見の反映、少年に対する科刑の厳格化という視点からの法改正が、頻繁に行われるようになりました。これに対して、1977年に法制審議会が行った少年に対する適正手続（デュー・プロセス）を明確にする法改正は見送られ、少年審判規則に譲られるなど、少年側の権利保障や健全育成を実現する方向での議論はほとんど顧みられないか、わずかに検察官など捜査機関の権限拡大の見返りに恩恵的に認められているに過ぎないと批判されています。さらに、かつては世界のモデルとも言われた家庭裁判所調査官制度も、一般的な裁判所職員研究所に統合され、ケース・ワーカーとしての独自性を保持できるのかどうか危惧されるような状態であり、司法機関とは独立した人間関係諸科学の見識を備えた独立調査機構の必要性が検討されなければならない時期ともいえるでしょう。また、非行を犯した少年の社会復帰を支援する保護観察・少年院などの責任も時代の移り変わりの中で重くなってきており、その充実・強化のための支援を考えなければなりません。

そこで、裁判官の経験が長く、法科大学員教員の経験も持つ弁護士、法科大学院の研究者教員、研究者経験が長く現に実務に携わっている弁護士らが中心となり、問題意識を共有する研究者や弁護士などを会員に加え、法律専門出版社などの関係機関や既存の学会そして市民とも連携をはかりながら、現状における刑事司法や少年審判に関する問題点を多角的に検討・分析し、裁判員として司法に参加する市民や、司法を利用する市民の視点をも考慮した適正な刑事司法や少年審判のあり方を模索するために、研究会・講演会など各種イベントの企画、共催などを試み、また資金的に許す範囲でこれらの試みに財政的な支援も行いたいと考えるにいたりました。そして、何よりも、刑事司法や少年司法の研究に取り組もうとする若い研究者たちを増やし、また育成するために、すぐれた学術的な研究に対して顕彰する制度を設けるなどして、この分野での学術的な研究の進展や研究者の輩出に力を尽くしたいと考えます。

以上のように、刑事司法及び少年司法の領域に関して、学術的な研究の必要性を説き、研究活動の奨励や育成をはかることは、もとより公益を図ることにつながります。しかも、先に述べましたような官庁間の縦割り行政や既存の研究領域の谷間に埋もれてきたような課題を取り上げるためには、いずれの団体にも属さない特定非営利活動法人を設立することが、最も適切かつ有効な存在であると考え、この特定非営利活動法人を設立するものです。